三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県雲南市大東町篠淵字上家ノ奥六七八の一から六七八の三まで、六七九、六八〇の一から六八〇の三まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県雲南市三刀屋町多久和九三八の五、九五三の一、九五六、九五九の一、一〇三二、一〇三六の三、二五一六の二、二五一八、二五二〇、二五二一、二五二四、二五二五、二五二六、二五四三の一、二五四三の六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県郡山市逢瀬町多田野字石坂三九（国有林）

二　保安林として指定された目的　干害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市茄子川字中畑一一二の六一二、一一二の六三七から一一二の六四一まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県南魚沼市市野江丙六二の二〇、丙六二の二六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県中野市大字赤岩字牧ノ入一七五の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県南佐久郡佐久穂町大字大日向字石堂二一二四の六二・二一二四の六三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上田市浦野字入馬越五六八の七、五六九の一〇、五六九の一一、字寺山五七七の一〇から五七七の一二まで、字中馬越五八二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　奈良県奈良市別所町四五の二、四五の三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市哲西町大野部字高都宇四八五四の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年一月十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

番号	名称	住所	
4963	株式会社カワカミ	北海道札幌市豊平区美園五条六丁目一番地一号	平成二十一年十二月三日から平成二十二年十二月二日まで
4964	丸富株式会社	広島県福山市一文字町十四番三十一号	平成二十一年十一月十一日から平成二十二年十一月十日まで

○経済産業省告示第二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年一月十二日

経済産業大臣　直嶋　正行